

防衛省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ 〈防衛省評価委員会〉
駐留軍等労働者労務管理 機構 理事	H15.9.1～H20.3.31 (H16.1.1～H20.3.31)	0.9
駐留軍等労働者労務管理 機構 監事	H18.4.1～H20.3.31	1.0

※ 業績勘案率（案）の算定内容は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

「防衛省所管独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率（案）について」（平成21年8月7日付）をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率（案）について、別紙のとおり意見を申し上げます。

1. 法人の業績については、

- (1) 機構の本部事務所移転に関して、機構と防衛省との間における調整が未了で、防衛省が駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号。以下「機構法」という。）第5条の規定（「機構は、主たる事務所を東京都に置く。」）は改正しない旨を繰り返し機構に通知及び連絡し、機構もこれを了知していながら、神奈川県横浜市に本部事務所を移転したことは適切ではないこと、
- (2) 他方、機構の本部事務所の移転に関しては、防衛大臣より機構法第5条の規定に違反するおそれがあるとして独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第65条第1項の規定に基づく是正要求が発出されたが、主たる事務所として登記した東京都大田区蒲田の事務所に理事長を含む役員が常駐するなどの措置が講ぜられ、その後の対応として、防衛省は、業務の効率化等の観点から、本部事務所の東京都内の一箇所への集約に必要な準備や横浜事務所の役員室の廃止及び面積の縮小などを機構に要請し、調整している状況にあること、
- (3) また、機構の本部事務所移転は、中期目標及び中期計画に定める人件費を含む機構運営関係費を15%削減する目標を達成し、「独立行政法人整理合理化計画」における「賃借料の年間約1億円の削減を図るため、平成19年度中に本部事務所を移転する」との指摘に対応するために行われたもので、初期の目標を達成していること（年間賃借料約1億円を削減。また、東京23区と横浜市との地域手当の差により人件費も約3,000万円を削減見込み）、
などを総合的に勘案すれば、機構の業績が良好でないといえないものと考えます。

2. 理事及び監事の職責については、

- (1) 理事については、本部事務所移転の担当理事であり、本部事務所の移転や機構法の改正について機構と防衛省との調整が未了であるにもかかわらず、機構の意思決定に基づき移転を実施したことについて責任を有する者の一人であることから、役員の職責に係る事項に関し、減算要因がある、
- (2) 監事については、本部事務所移転について臨時監査を実施し、移転先が東京都以外にある場合は機構法第5条を改正しなければならない旨法的な問題を指摘しており、役員の職責に係る事項に関し、減算要因があるとまでは言えない、
ものと考えます。

3. 意見

以上のことから、防衛省独立行政法人評価委員会から通知された理事の業績勘案率（案）0.9、監事の業績勘案率（案）1.0について異議はありません。

なお、機構の本部事務所移転問題に関しては、現在も機構と防衛省との間において、引き続き東京都内への本部事務所の集約化に向けた調整が進められていると承

知していますが、出来る限り早期に事態の收拾が図られることが望まれるところであり、貴委員会においても、その取組が着実に実施されるよう評価を行うべきものと考えます。その際、機構の収入の太宗が運営費交付金で賄われていることを念頭に、平成20年2月に実施した本部事務所移転に伴う経費削減の効果を後退させることのないよう厳しく検証されるよう申し添えます。

別紙

防衛省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間 (参考) 在任期間		算定内容		業績勘案率 (案)
				基準勘案率（※1）	調整	
					特段の貢献度等 （※3）	
駐留軍等労働者労務管理機構	理事	H16. 1. 1～H20. 3. 31	H15. 9. 1～ H20. 3. 31	1. 0	▲0. 1	0. 9
	監事	H18. 4. 1～H20. 3. 31	同左	1. 0（※2）	0. 0	1. 0

※1 「防衛省独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成19年3月8日防衛省独立行政法人評価委員会）（以下、「業績勘案率の決定方法」という。）2（1）において、各事業年度毎に基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値（小数点2位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とするとされている。なお、各事業年度毎の基準値は、各事業年度の実績評価の評価項目毎に点数化（5から1）して合計し、項目数で除して得られた値に応じ決定されている。

※2 「業績勘案率の決定方法」2（2）において、在任期間が1年に満たない役員（監事を除く。）並びに監事については、1. 0を基準業績勘案率とする。

※3 「業績勘案率の決定方法」2（3）ただし書きにおいて、当該役員の法人に対する特段の貢献度等が認められる場合は、それを考慮したものとするとしている。